

3. (1)平成30年度改善意見の対応状況について

平成30年度改善意見(平成30年7月5日)	実施状況(中間報告)
<p>(1) 鉄道助成業務のより一層の適正かつ効率的な執行 補助金審査を実施する際の重点審査項目について、より適正かつ効率的な執行を図るため、特に注意して審査すべき項目を可能な限り明確な基準により策定すること。また、補助金審査時における改善指導事例を蓄積するとともに、関係者間で共有すること。</p> <p>(2) 鉄道事業者等への助成制度の社会的意義の周知等 補助金申請事業者に対し、助成制度の社会的意義を周知すること。その際、法令遵守体制について徹底すること。</p>	<p>○鉄道助成業務の適正かつ効率的な執行を図るため、鉄道助成業務担当者連絡会を開催し、これまでの補助金審査業務等による知見を踏まえつつ、各担当者間で議論を行い、「重点審査項目設定の基準」(案)を策定した。 また、同基準に基づき、今年度の重点審査項目(案)を策定した。</p> <p>○改善指導した事例を部内共有ファイルに蓄積し項目毎に整理した上で、担当者間で共有するとともに、今後の補助金審査で有効活用することした。</p> <p>○助成制度は、社会基盤の強化や国民生活の維持・向上に欠くことのできないものであり、補助事業者には、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助事業を適正に執行する重要な責務があることから、平成30年3月19日付鉄道事業者あて事務連絡において、助成制度の社会的意義を周知するとともに、今年度より開始した補助金実務説明会で補助事業者に対し、補助制度の社会的意義等を周知し、法令順守体制を確立するよう要請した。 また、補助金審査等の場においても、補助金の社会的意義を周知するとともに、法令順守体制を確立するよう要請して参りたい。</p>

(3) 第4期中期計画に掲げた鉄道助成業務に関して取るべき措置の着実な実施

平成30年度は、第4期中期計画の初年度であり、同計画の実効性を高めるよう、そこに掲げた措置を着実に実施すること。

○第4期中期計画に掲げた鉄道助成業務に関して執るべき以下の措置を着実に実施しているところ。

- ・「補助金交付業務等の法令その他の基準に基づく処理」については、これまで確実に処理を行っている。
- ・「標準処理期間内に執行できるよう適正かつ効率的な処理を行うこと」については、事業者からの支払請求に対して、全て標準処理期間内に執行できるよう処理している。

○第3期中期計画に比べ第4期中期計画で増強された項目は、以下のとおり実施しているところ。

- ・「審査ノウハウの承継等のための職員研修の実施」については、これまでに全14回研修を実施した。また、受講者の受講履歴に基づいて、受講対象者を明確にし、受講率を算出することとした。
- ・「助成制度の効果的な活用支援のための情報提供・周知活動の推進」については、鉄道助成ガイドブックを作成し配布を行った。また、配布先については、精査を行い、必要な部署に対して、追加的配布を行った。
- ・「第三者委員会からの改善意見を審査業務の改善に反映すること」については、実施可能なものから順次対応しているところであり、鉄道助成業務のより一層の適正かつ効率的な執行や助成制度の社会的意義の周知のため、今年度より補助金実務説明会を開始したところ。

第三者委員会の改善意見を踏まえた 今後の重点審査項目設定の基準

重点審査項目とは、補助金審査において審査すべき項目のうち、特に重点を置いて審査すべき項目のことであり、補助金審査において指摘事項の多発や重大な影響をもたらす指摘事項となるおそれのある審査項目を重点審査項目と定めることにより、補助金審査を効率的、効果的に行い、もって補助金等が公正かつ効率的に使用されるよう設定するものである。

(1) 前年度補助金審査の結果を基に設定

前年度補助金審査の指摘事例の中から、類似の指摘件数や重要度を勘案して設定する。

(2) 社会の動向を基に設定

- ・制度変更のあった項目(バリアフリー基準の改正、消費税率変更等)
- ・補助金に関する不正事案の項目(不正受給等)
- ・会計検査院の指摘事案の項目

以上のような補助金に関する近年の社会の動向を基に設定する。

(3) 第三者委員会・内部審査等からの意見を受けて設定

○基本方針

- ▽ 額の確定を行うすべての補助事業を対象に原則として現地審査を実施する
(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、
書面審査のみで実施)
- ▽ 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う
- ▽ 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した
体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る
- ▽ 現地審査集中時期対策として、前倒し審査を実施するなど現地審査の平準化を図る
- ▽ 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目に基づき、現地審査を実施する
- ▽ 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針により抽出審査を行うこと
ができるものとする
- ▽ 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、
事後確認を徹底する

○審査行程

- ▽ 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- ▽ 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- ▽ 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○平成30年度重点審査項目

1. 補助対象範囲

支障移設工事や補償工事等、補助事業に附帯して行われる工事については、事業範囲や補助事業としての必要性の確認を徹底する。

2. 積算

適正な積算単価が設定されているかの確認を徹底する。

3. 入札・発注方法

適正な入札・発注方法がとられているかの確認を徹底する。

○抽出方針

〈抽出審査を行う基準〉

契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出審査を行うことができるものとする。

〈抽出する際の配慮事項〉

- ①「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から一件以上抽出する。
- ②抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。(一事業者当たり20件程度以上)
なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行うことがあり得る。
- ③事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。(四分の一程度以上)